

大阪市立美術館 貸会場運用要綱

公益財団法人大阪市博物館協会大阪市立美術館（以下「美術館」という。）の地下展覧会室（以下「展覧会室」という。）の貸出は、次の要領で行う。

（使用許可条件）

第1条 美術館では、大阪市立美術館条例第9条に基づき、次のような条件を満たす展覧会並びに美術団体（以下「団体」という。）に貸会場の使用を許可する。

- (1) 美術品及び美術工芸品の展覧会に限るものとする。
- (2) 美術及び美術工芸の助長、奨励に値する展覧会に限るものとする。
- (3) 公募展であること（個展・グループ展は不可）。
- (4) 専ら営利を目的としない展覧会であること。
- (5) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等、政治・宗教活動でないこと。
- (6) 第1号から第5号を総合的に勘案し、かつ次の要件をすべて具備する団体に限ることとする。（大阪市教育委員会、大阪府教育委員会、学校教育法にかかげる学校（高校・中学・小学校）、大阪市、美術館を除く。）
 - ア 直近3年以上団体として活動していること。
 - イ 直近3年以上展覧会を開催していること。
 - ウ 収支決算が明確であること（収支決算書があること）。
 - エ 団体の定款・規則等が明文化されていること。
 - オ 暴力団の利益になり、又はなるおそれがないこと。また、団体の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

（使用許可の優先順位）

第2条 公立美術館として、公共性、教育性の確保といった観点から、次のとおり使用の優先順位を定める。

- (1) 全国的規模で活動実績のある美術団体で、使用申請書による審査を行い、理事長が認めた団体。
- (2) 大阪市教育委員会、大阪府教育委員会が主催する学校関係展覧会、並びに学校教育法にかかげる学校が、大阪市域・大阪府域の生徒（高校・中学・小学校）を対象として開催する公募展又はコンクール。
- (3) 大阪市及び美術館が主催する展覧会

(使用条件)

- 第3条 展覧会室の使用は1室単位、使用可能部屋数は1室から最大4室までとする。
- 2 使用期間は年度ごとに美術館が定める期間を1会期とし、会期単位の使用とする。
ただし、これまでの実績や展覧会規模により年度ごとに複数会期の使用ができるものとするが、連続した会期は2会期までとする。
- 3 展覧会室の開室時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、最終入室は午後4時30分とする。
- 4 休館日は、美術館の休館日と同じとする。

(使用許可)

- 第4条 展覧会室の使用許可については次のとおりとする。
- (1) 理事長が認めた優先使用団体に使用許可をし、会期・展覧会室を割当てる。
- (2) 優先使用団体に割当てた会期・展覧会室以外については、会期ごとに抽選し、会期・展覧会室を割当てる。
- 2 第1項第1号及び第2号により、展覧会室に空きが生じた場合は、改めて使用の募集を行うこととし、先着順により会期・展覧会室を割当てる。
- 3 会期及び使用部屋数については、多くの団体が使用できるよう、これまでの実績(当館の実績がない場合、他施設での使用実績を考慮)を上限として調整する。

(使用申込)

- 第5条 使用会期及び展覧会室は3年度分の申込ができるものとする。
- 2 施設の使用申込の受付は、3年ごとに美術館が定める期間に使用申請書の提出をもって、受付けるものとする。ただし、第4条第2項の使用申込については、随時行うものとする。
- 3 使用申請の申込は次のとおりとする。
- (1) 優先使用の申込は、様式1及び様式2、様式3によるものとする。
- (2) 優先使用団体に割当てた会期・展覧会室以外の使用申込は、様式1及び様式2、様式3によるものとする。ただし、前号の優先使用申込を行った団体については、様式2及び様式3の提出は省略することができる。
- (3) 第4条第2項による申込みは、様式1及び様式2、様式3によるものとする。

(施設使用料)

第6条 大阪市立美術館条例13条により施設使用料は次のとおりとする。

- (1) 展覧会室（1室1日） 30,000円
- (2) 展覧会事務室（1室1日） 3,000円

(施設使用料の減額・免除)

第7条 大阪市立美術館条例第13条第5項に基づき、大阪市教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(施設使用料の納付)

第8条 施設使用料は次のとおり納付しなければならない。

- (1) 施設使用料は美術館が定める納付期限までに前納しなければならない。
- (2) 納付期限は、原則として展覧会開催初日の属する月の前月の1日とする。ただし、納付期限日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日以降に最初に到来する金融機関の営業日とする。

(使用料の延滞)

第9条 使用料の納付について、延滞が生じた場合は使用の承認の取消しを行うことがある。

(使用料の還付)

第10条 すでに支払った使用料は還付しないものとする。ただし、使用の承認を取り消されたとき及び、台風等の災害による特別な事情により理事長が特に認めたときは、使用料の還付ができるものとする。

(使用権の譲渡・転貸の禁止)

第11条 使用者が、使用の権利を譲渡、又は転貸することはできない。

(使用承認の取消し)

第12条 次の事項に該当する場合は、使用承認の取消し、又は使用の制限、若しくは停止することができる。

- (1) 使用目的等に反するとき
 - (2) 館の指示に従わないとき
 - (3) 虚偽の申請、又は申請と著しく異なった内容での使用があった場合
 - (4) 使用料金を前納しないとき
 - (5) 公序良俗に反するおそれがあるとき
 - (6) 施設等を破損・滅失させるおそれがあるとき
 - (7) 災害その他の事故により美術館の使用ができないとき
 - (8) 工事その他の都合により、理事長が特に必要を認めたとき
- 2 使用承認後に使用者が使用の取消しをする場合は、速やかに文書で理事長に届出をしなければならない。
- 3 美術館は、使用承認の取消しをした場合において、第 10 条による使用料の還付以外の賠償責任を負わないものとする。

(原状回復義務)

第 13 条 使用者は、使用した施設等を原状回復するものとする。

(損害賠償)

第 14 条 美術館に損害を与えた者は、その損害を賠償するものとする。ただし、以下の場合は損害賠償を減額又は免除することができる。

- (1) 不可抗力による場合。
- (2) その他特別な事情で特に理事長が認めた場合。

(附則)

この運用要綱は平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

ただし、平成 25 年度の使用申込みについては、従前の例による。